⑯　別表第一のⅡのP項に掲げるグリチルリチン酸及びその塩類は、同表のⅤのV項に掲げるカンゾウと配合してはならない。

かぜ薬の項の2の次に次のように加える。

(3)　別表第一のⅠのB項に掲げる有効成分は、同表のⅠのA項又はC項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。また、別表第一のⅡのH項、M項、N項若しくは同表のⅤのT項、U項に掲げる有効成分若しくはW項に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(4)　別表第一のⅠのC項に掲げる有効成分は、同表のⅠのA項に掲げるアセトアミノフエンと同時に配合しなければならず、その他ⅠのA項又はB項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。

(5)　別表第一のⅠのC項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅡのF項、H項、K項からM項まで若しくは同表のⅤのT項、U項に掲げる有効成分若しくはW項に掲げるジリユウ又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

かぜ薬の項の3の(1)中「Ⅰ」を「ⅠのA項」に改める。

かぜ薬の項の4中「悪寒」を「悪寒（発熱によるさむけ）」に改める。

解熱鎮痛薬の項中、「、細粒剤」を削り、「剤型」を「剤形」に改める。

解熱鎮痛薬の項の2のア中「Ⅰ」を「Ⅰ（D項を除く。）」に改め、同2のイ中「Ⅰ」を「ⅠのA項又はB項」に改め、同2のウ中「Ⅱ」を「Ⅱ（F項を除く。）」に、「各項」を「同表のⅡの各項」に改め、同ウを同2のキとし、同イの次に次のように加える。

ウ　別表第二のⅠのC項に掲げる有効成分は、同表のⅠのA項又はB項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。ただし、アセトアミノフエン又はエテンザミドと同時に配合する場合は、別表第三の二のとおりとする。

エ　別表第二のⅠのC項に掲げる有効成分は、単味又はアセトアミノフエン若しくはエテンザミドと同時に配合する場合は、同表のⅡからⅣまで又は同表のⅤのK項若しくはL項に掲げる有効成分と同時に配合することができる。ただし、別表第二のⅠのC項に掲げる一回最大分量の有効成分は、同表に掲げる他の有効成分と配合してはならない。

オ　別表第二のⅠのD項に掲げる有効成分は、アセトアミノフエン、エテンザミド又は同表のⅠのC項に掲げる有効成分のいずれかとのみ同時に配合されなければならず、かつ、別表第三の三のとおりとする。

カ　別表第二のⅠのD項に掲げる有効成分は、アセトアミノフエン、エテンザミド又は同表のⅠのC項に掲げる有効成分のいずれかと同時に配合する場合は、同表のⅡのE項若しくはG項又は同表のⅢ又は同表のⅣ又は同表のⅤのK項若しくはL項に掲げる有効成分を配合することができる。

解熱鎮痛薬の項の3の(1)イ及び同3の(2)中「Ⅰ」を「ⅠのA項又はB項」に改める。

解熱鎮痛薬の項の4のア中「咽喉痛」を「咽喉痛（のどの痛み）」に、「ねんざ痛」を「ねんざにともなう痛み（ねんざ痛）」に改め、同4のイ中「悪寒」を「悪寒（発熱によるさむけ）」に改める。

鎮咳去痰薬の項中「（トローチ剤を含む。）」及び「、細粒剤」を削り、「内用液剤（エリキシル剤及び酒精剤を除く。）」を「経口液剤（エリキシル剤を除く。）、シロツプ剤」に、「剤型」を「剤形」に改める。

鎮咳去痰薬の項の2の(1)中「に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種」を「のA項及びB項、C項、D項、F項、G項からI項まで、J項、K項及びL項、M項、N項に掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種（同表のⅠのH項及びI項に掲げる有効成分のみを同時に配合した場合を除く。）」に改め、「トローチ剤」の下に「及びドロツプ剤」を加える。

鎮咳去痰薬の項の2の(4)中「K項」を「Ⅲの P項」に、「B項又はD項」を「ⅠのC項又はF項」に改め、同(4)を同2の(9)とし、同2の(3)中「I項」を「ⅠのN項」に改め、「トローチ剤」の下に「及びドロツプ剤」を加え、同(3)を同2の(8)とし、同2の(2)中「H項」を「ⅠのM項」に、「A項又はG項」を「ⅠのA項、B項、K項又はL項」に改め、同(2)を同2の(7)とし、同2の(1)の次に次のように加える。

(2)　別表第五のⅠのA項、B項、C項、D項又は同表のⅢのP項若しくはQ項に掲げる有効成分はいずれか一種含有されなければならない。ただし、別表第五のⅠのH項及びI項に掲げる有効成分のみを同時に配合した場合を除く。

(3)　別表第五のⅠのB項に掲げる有効成分は、同表のⅠのD項からF項まで又は同表のⅢのP項からR項までに掲げる有効成分と配合してはならない。

(4)　別表第五のⅠのE項に掲げる有効成分は、同表のⅠのB項、F項又は同表のⅢのP項若しくはQ項に掲げる有効成分と配合してはならない。

(5)　別表第五のⅠのH項又はI項に掲げる有効成分は、同表のⅠのF項又は同表のⅢのP項若しくはQ項に掲げる有効成分と配合してはならない。

(6)　別表第五のⅠのL項に掲げる有効成分は、同表のⅠのF項又は同表のⅢのQ項に掲げる有効成分と配合してはならない。

鎮咳去痰薬の項の3の(1)中「内用液剤」を「経口液剤（エリキシル剤を除く。）又はシロツプ剤」に改める。

鎮咳去痰薬の項の3の(2)中「B項」を「C項」に、「D項」を「F項」に、「K項、L項」を「P項、Q項」に、「M項」を「R項」に改める。

鎮咳去痰薬の項の3の(3)中「内用液剤」を「経口液剤（エリキシル剤を除く。）又はシロツプ剤」に改める。

鎮咳去痰薬の項の4のア中「ぜん息」を「喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）をともなうせき」に改め、同4に次のように加える。

ウ　のどの痛みをともなうせき・痰

エ　痰、痰のからむせき

鼻炎用内服薬の項中「又は内用液剤（エリキシル剤及び酒精剤を除く。）の剤型」を「、経口液剤（エリキシル剤を除く。）又はシロツプ剤の剤形」に改める。

鼻炎用内服薬の項2の(2)中「C項」を「D項」に改め、同2の(3)中「B項」を「C項」に改め、同(3)を同2の(4)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3)　別表第十四のⅠのB項に掲げる有効成分を配合する場合は、経口液剤又はシロツプ剤以外のものに限り、かつ、同表のⅥに掲げる有効成分と配合してはならない。

鼻炎用内服薬の項の3の(1)中「B項」を「C項」に改め、同3の(3)中「内用液剤」を「経口液剤又はシロツプ剤」に改め、同3の(6)を同3の(7)とし、同3の(5)を同3の(6)とし、同3の(4)の次に次のように加える。

(5)　別表第十四のⅠのB項に掲げる有効成分の一日量は、〇・〇〇四gに限る。